

目 次

令和3年5月14日（金曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	3
開会、開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
閉会中の継続調査結果報告	6
（教育民生常任委員会）	7
（議会活性化特別委員会）	8
委員長報告に対する質疑	9
議案の上程、提案理由の説明	9
（議案第1号～議案第5号）	
提案理由に対する質疑（議案第1号～議案第5号）	11
討論、採決（議案第1号～議案第5号）	11
休憩（午前 9時58分）	14
再開（午前10時02分）	14
議長辞職	15
議長選挙	15
休憩（午前10時04分）	16
再開（午前10時06分）	16
休憩（午前10時21分）	19
再開（午前10時27分）	19
副議長辞職	20
副議長選挙	20
休憩（午前10時29分）	21
再開（午前10時31分）	21
休憩（午前10時44分）	24
再開（午前10時45分）	24
議席の一部変更	24
休憩（午前10時46分）	25

再開（午前 11時45分）	26
常任委員会委員の選任	26
休憩（午前 11時48分）	27
再開（午前 11時51分）	27
常任委員会正副委員長の決定	27
休憩（午前 11時52分）	28
再開（午後 0時09分）	28
議会運営委員会委員の選任	29
休憩（午後 0時11分）	29
再開（午後 0時19分）	30
議会運営委員会正副委員長の決定	30
休憩（午後 0時20分）	30
再開（午後 0時28分）	31
議会運営委員会委員長の報告	31
議会広報特別委員会委員の辞任	32
議会広報特別委員会委員の選任	32
休憩（午後 0時34分）	33
再開（午後 0時38分）	34
議会広報特別委員会正副委員長の決定	34
休憩（午後 0時39分）	34
再開（午後 1時02分）	35
小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙	35
伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙	36
香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙	38
小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙	39
香川県広域水道企業団議会議員の補欠選挙	41
議員の派遣	42
閉会中の継続調査申出	43
閉会（午後 1時24分）	44

令和3年5月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第63号

令和3年5月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年5月11日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 令和3年5月14日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議場
- 3、付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町税条例等の一部を改正する条例)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)
 - (3) 土地の取得について
 - (4) 小型ノンステップバスの購入について
 - (5) スクールバスの購入について

令和3年5月14日（金曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、各座席については、間隔をあけて、着席していただくことにしておりますのでご了承ください。また、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。発言後には係員がマイクの消毒を行います。

また、換気のための休憩は、40分程度を目途に取ることにいたします。短い間隔での休憩となる場合がありますが、ご協力をよろしくをお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さんおはようございます。

本日、令和3年5月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

先ほど濱野議長から話ありましたように、新型コロナウイルスでございます。これにつきましては、最近、県下においてもなかなか小さい数字っていうのが見えておりません。直近の数字だけ少しお話、皆さんご存知だと思いますけども、今月7日、ちょうど1週間前でございますが、50名でございます。そして、8日の日が78名ということで、この数字が香川県で一番過去最大の数字ということになりまして、9日が53、そして27、36、56、昨日が27ということで、本当になかなか1桁になってないという状況が続いております。そういう中において、浜田知事のほうもですね、香川県が蔓延防止等重点措置というのを、国のほうに適用申請をしておりましたが、国のほうでまだ許可にならないという状況になっています。

この、小豆島見てみましても町内においては、今年の1月の8、9だったと思います。感染者が出て、それ以降は今のところ出ておりません。

ただ、全国的に見ましても、このゴールデンウィークにですね、結構人が動いております。この数字が今の感染拡大につながったのではないかと、一部報道もあると思いますので、そういったことですね、この小豆島観光地において、2週間ですから、たぶん5月の20日、22日あたりぐらいまでちょっと様子を見る必要があるのかなと思っております。油断は禁物でございますので、いつ出るか分からないということを皆さんにご承知おきをいただいておりますので、行動のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

そして、一番町民の皆さん、島民の皆さん関心があるのがですね、ワクチン接種だと思います。国のほうにおいては、7月末までに65歳以上の方という話があります。当然、土庄町内においてもですね、65歳以上の方については、6月上旬にはお願ひをしながら、接種券等をお送りしてですね、7月末には、全ての65歳以上の方は完結するという運びに今、予定しております。

当然、それ以降については65歳以下の方については、その後、順次ワクチン接種を行っていただこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、皆さん方にも、ご案内しておりました第13回の離島甲子園、通称離島

甲子園ですが、全国離島交流中学生野球大会、これについても、去年する予定でしたが、順延ということで、今年もなかなか出来ないということで、一旦はこれで、もう開催中止ということになりました。あと、離島センター、離島の協議会のほうでですね、来年どうするかというのがまだ、決まっておりません。そのときには、また土庄町のほうに、もしオファーがあれば、またそのときには考えたいと考えております。

あと、最後 1 点ですけども、新庁舎の話も皆さんしておりました。開庁、実際に使うのはですね、皆さんにご報告したとおり、7 月の 26 日に使います。7 月の 22 から 4 日間かけてですね、移動を職員と一緒にきちんと、新しいところに移ってですね、7 月 26 日月曜日から、正式に運用開始という運びになります。それ以前の、内覧会だとかそういったのは、今のところ未定ということですね。また、決まりましたら皆さん方にご報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の提案の議案につきましては、専決処分の承認についてが 2 件、財産の取得についてが 3 件、合計 5 件でございます。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る 5 月 7 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等について、ご審議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 5 月 7 日、9 時 30 分から委員会室におきまして、5 月臨時会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 1 日を予定しております。

続いて、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査結果について、教育民生常任委員長、議会活性化特別委員長より報告していただき、その後報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第 1 号から議案第 5 号について一括して提案理由の

説明を受け、質疑を行います。

質疑が終わりますと、議案第 1 号から議案第 5 号までの討論、採決をお願いいたします。

次に、各常任委員会及び、議会運営委員会の改選期となっておりますので、改選を行いまして、本臨時会を閉会する予定となっております。

以上、議会運営委員会からのご報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本臨時会は本日の 1 日を予定しております。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年5月14日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（島原正喜）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和3年5月土庄町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年5月14日（金曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（教育民生常任委員会、議会活性化特別委員会）
- 第 4 議案第1号：専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 5 議案第2号：専決処分の承認を求めることについて
（土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置 条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第3号：土地の取得について
- 第 7 議案第4号：小型ノンステップバスの購入について
- 第 8 議案第5号：スクールバスの購入について
- 第 9 決定第1号：常任委員会委員の選任について
- 第10 決定第2号：議会運営委員会委員の選任について

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和3年5月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、9番 川本貴也君、10番 井上正清君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生設常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

閉会中の令和3年4月22日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

健康福祉課から、新型コロナウイルスワクチンの集団接種の受け付けについて、受け付け方法の不備により、住民の皆さまに多大なる迷惑をかけ、不信感を招いたことのお詫びと、その原因や今後の対応について説明がありました。

要因としては、65歳以上の方へ早期の接種開始を目指したが、65歳以上の方すべてを一度に対象とした場合の対策について、検討が不十分なまま進めてしまい、大きな混乱を招くことになってしまった。

4月9日の受付開始日には900人の受付をすることとし、電話回線は、やすらぎプラザ電話交換機の容量の上限の3回線に対応したが、受け付け開始直後から電話が集中し、終日、つながりにくい状態となったと説明がありました。

また、直接窓口に来られた方への対応については、やすらぎプラザでは、普段から各種問い合わせに対し、窓口での対応をしていたため、必要だと考えていた。ただし、密状態になることを避ける必要があるため、窓口受け付けについては、積極的に周知をしていなかったと説明がありました。

今後については、両町・小豆郡医師会と協議し、5月24日から医療機関での個別接種を開始できないか相談しており、次回の案内では、6月下旬以降の集団接種と、医療機関での個別接種の案内を考えている。

受け付け方法については、電話回線を増やすとともに、受け付け対象年齢を絞り、順次受け付けしていくことで混乱を避け、接種機会の確保及び十分な受け付けができる体制を取りたいと考えているとの報告がありました。

委員より、ワクチンの確保と個別接種の予約方法について質問があり、ワクチンについて、国は5月11日より2週間ごとに発送すると広報している。個別接種の予約先については、土庄町の医療機関を希望する場合は土庄町の予防接種係、小豆島町の医療機関を希望する場合は小豆島町の予約センターで電話で申し込みすることになると、回答がありました。

また、今後の集団接種の予定については、6月20日以降、総合会館で約1200人の実施を予定している。6月7日、8日、10日の各地区での接種は、1日100名の予約枠となっているが、移動が困難な方もいるので、各地区の方に限定して、もう少し枠を増やせないか協議をしているとのことでした。

また、豊島地区の接種についても質問があり、人口1000人未満の離島は、65歳未満の方も接種できるようになっており、今回で約半数の方に接種の機会があるが、さらに集団接種を1回から2回実施する必要があると回答がありまし

た。

委員より「移動が困難な方や電話ができない方もいるので、何回か地区での集団接種をしてほしい。」との意見や「住民はいつ打てるのかという不安感を持っている。今後のワクチンの確保、接種予定が分かった時点で、正確に早く伝えてほしい。」といった意見がありました。

また、高齢者施設の入居者や職員、医療機関の従事者の接種状況について質問があり、医療機関の従事者は、ほぼ終了している。高齢者施設については、豊島ナオミ荘は4月中旬に入所者及び職員の1回目のワクチン接種が終了しているが、それ以外の施設については、施設と嘱託医で日程調整の上、順次接種の予定であるとの回答がありました。

次に住民環境課より、小豆地区広域行政事務組合が進めている、小豆地区粗大ごみ及び不燃ごみ破碎選別処理施設、いわゆる中間処理施設の整備事業について、小豆地区広域行政事務組合の資料をもとに説明がありました。

中間処理施設の整備により、ごみの減容化、資源化が図られ、埋立処分量は60%以上の減少、埋立期間は土庄町で約2.5倍、小豆島町で約3倍に伸びることが見込まれるとのことでした。

スケジュールは、令和3年度中に用地取得、令和4年度から造成工事、建築工事等に着工、令和5年度中に工事を完了し、令和6年4月に施設稼働開始を予定しているとの説明がありました。

委員より、土庄町が現在委託している、中間処理業者との今後についての協議や中間処理施設完成後の土庄町の負担額やその根拠について説明する場を設けてほしいとの意見がありました。

以上で、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

議会活性化特別委員長 高橋正博君。

○議会活性化特別委員長（高橋正博君）

おはようございます。

閉会中の3月25日に議会活性化特別委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

今回の委員会では、議会タブレットの導入にあたり、整備が必要な規定やスケジュールについて協議をいたしました。

タブレットを議場に持ち込めるようにするため、会議規則の改正及び運用基準・申し合わせ事項に必要な項目が網羅されているかを検討いたしました。

最終的な内容については、議会運営委員会に諮って決定することにしております。

また、タブレットの導入のスケジュールは、令和3年12月定例会での使用開始を予定しており、資料のペーパーレス化については、資料の少ない委員会から順次進める計画としています。また、議案審議に必要な操作スキルを身につけるため、毎月研修を開催する予定です。

そのほか、災害時におけるタブレットの活用や新議場に設置されるモニターの活用など、議会活性化につながる方策について、今後も継続して協議していきたいと考えています。

以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議会活性化特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第5号）

○議長（濱野良一君）

日程第4、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例等の一部を改正する条例）」の件から、日程第8、議案第5号「スクールバスの購入について」までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元に議案書並びに審議資料をご用意ください。

議案書の1ページをお開きください。審議資料は1ページから19ページになります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、土庄町税条例等の一部を改正する条例について、令和3年3月31日、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、2ページから8ページにかけてでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例等の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして議案書の9ページをお開きください。審議資料は20ページでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について、令和3年3月31日、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、10ページでございます。

提案理由としましては、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして議案書の11ページをお開きください。審議資料は21ページでございます。

議案第3号 土地の取得についてでございます。

一般廃棄物最終処分場賃借地を取得するため、土庄町小江字蕪崎1531番地3はじめ21筆の土地、8443.93平方メートルを金額967万4021円で、小江自治会自治会長一田康洋から取得することとしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案書の13ページをお開きください。審議資料は22ページでございます。

議案第4号 小型ノンステップバスの購入についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、換気機能及び全国公共交通系 I C カード決済機器を搭載した豊島シャトルバスを整備するため、29 人乗り小型ノンステップバス 1 台を金額 2418 万 9 千円で、株式会社安全モータース代表取締役 江岡真一郎から購入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案書の 14 ページをお開きください。審議資料は 23 ページでございます。

議案第 5 号 スクールバスの購入についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバスの増車により、児童・生徒の乗車時の密集回避による感染予防を図るため、45 人乗りスクールバス 1 台を金額 1306 万 1950 円で、有限会社カードック岡田代表取締役 岡田謙司より購入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から議案第 5 号までの各議案について一括で質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 5 号までの質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例等の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第3号 土地の取得について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第7、議案第4号 小型ノンステップバスの購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第8、議案第5号 スクールバスの購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なおこの間換気をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

休 憩 午前 9 時 58 分

再 開 午前 10 時 02 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○副議長（木場隆司君）

再開いたします。

先ほど休憩中に、議長 濱野良一君から議長の辞職願が提出されました。

この際、議長辞職についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長辞職

○副議長（木場隆司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、濱野良一君の退席を求めます。

(濱野良一君 退席)

○副議長（木場隆司君）

辞職願を職員に朗読させます。

○副議長（木場隆司君）

議会事務局長。

(辞職願 事務局長が朗読)

○副議長（木場隆司君）

お諮りいたします。

濱野良一君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（木場隆司君）

ご異議なしと認めます。

よって、濱野良一君の議長辞職を許可することに決しました。濱野良一君の
入場を許可します。

(濱野良一君 入場)

○副議長（木場隆司君）

ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として選挙を行いたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長選挙

○副議長（木場隆司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として選挙を行うことに決しました。

休憩

○副議長（木場隆司君）

準備の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 04 分

再 開 午前 10 時 06 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○副議長（木場隆司君）

再開いたします。

ただ今の出席議員は 12 名であります。

お諮りいたします。

土庄町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 茂木邦夫君、2 番 鈴木美香君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（木場隆司君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番 茂木邦夫君、2番 鈴木美香君を指名いたします。

○副議長（木場隆司君）

投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○副議長（木場隆司君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

（発言者なし）

○副議長（木場隆司君）

配布もれなしと認めます。念のため申し上げます。投票は「単記無記名」であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載願います。また、同姓の方がおられますので、苗字のみでなく、氏名を確実に記入してくださるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。投票箱を点検いたします。

（投票箱点検・異常なし）

○副議長（木場隆司君）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

議会事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（渡辺志保君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1番 茂木邦夫議員、2番 鈴木美香議員、3番 福本達雄議員、4番 三木俊明議員、5番 岡野能之議員、6番 岡本経治議員、7番 高橋正博議員、8番 福本耕太議員、9番 川本貴也議員、10番 井上正清議員、11番 木場隆司議員、12番 濱野良一議員、以上でございます。

（点呼順により投票を行う）

○副議長（木場隆司君）

投票もれはありませんか。

（発言者なし）

○副議長（木場隆司君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

○副議長（木場隆司君）

開票を行います。

1 番 茂木邦夫君、2 番 鈴木美香君、立会いをお願いいたします。

（1 番 茂木邦夫君及び 2 番 鈴木美香君の立会いのもと、職員が開票）

○副議長（木場隆司君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、そのうち有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、高橋正博君 9 票、福本耕太君 2 票、鈴木美香君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.0 票であります。

よって、高橋正博君が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

○副議長（木場隆司君）

ただ今、議長に当選されました高橋正博君が議長におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

高橋正博君、議長当選のごあいさつをお願いいたします。演壇のほうへお越しください。

○7 番（高橋正博君）

一言ごあいさつ申し上げます。

多くの議員の皆様のご推挙によりまして、議長という大役に就任いたします高橋でございます。これから大きな重責を担うことになりましたが、その使命と責務の重さに身の引き締まる思いであります。

今、私たちは、人口減少や地域経済の縮小というこれまで従来諸課題を抱えながら、新型コロナウイルス感染症というこれまで想像し得なかった課題に直面し、我々の生活、また経済活動に大きな影響を受けております。

これらの諸課題に対しましても、住民の皆さまの声に耳を傾けながら、将来、土庄町の進むべき方向を見据え、住民に信頼される議会づくりに誠心誠意尽くしてまいろうと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

微力ではありますが、これからの議会運営に対しまして皆様のご協力、また住民に信頼される議会づくりに邁進したいと思っておりますので、ご協力、ご支援よろしくをお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、私の決意表明と、ごあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（木場隆司君）

これをもって、議長席を新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

高橋議長、議長席にお着き願います。

休憩

○議長（高橋正博君）

これより、私が議事進行を務めさせていただきます。
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 21 分

再 開 午前 10 時 27 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

先ほど休憩中に、副議長 木場隆司君から副議長の辞職願が提出されました。

この際、副議長辞職についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長辞職

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、木場隆司君の退席を求めます。

(木場隆司君 退席)

○議長（高橋正博君）

辞職願を職員に朗読させます。

○議長（高橋正博君）

議会事務局長。

(辞職願 事務局長が朗読)

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

木場隆司君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、木場隆司君の副議長辞職を許可することに決しました。木場隆司君の入場を許可します。

(木場隆司君 入場)

○議長（高橋正博君）

ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長選挙

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として選挙を行うことに

決しました。

休憩

- 議長（高橋正博君）
準備の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 29 分

再 開 午前 10 時 31 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。
お諮りいたします。
選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって選挙の方法は、投票によることに決しました。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は12名であります。

お諮りいたします。

土庄町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 福本達雄君、4番 三木俊明君を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に3番 福本達雄君、4番 三木俊明君を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

○議長（高橋正博君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

配布もれなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は「単記無記名」であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載願います。なお、同姓の方がおられますので、苗字のみでなく、氏名を確実に記入してくださるようお願いいたします。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検・異常なし)

○議長（高橋正博君）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

議会事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（渡辺志保君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1番 茂木邦夫議員、2番 鈴木美香議員、3番 福本達雄議員、4番 三木俊明議員、5番 岡野能之議員、6番 岡本経治議員、8番 福本耕太議員、9番 川本貴也議員、10番 井上正清議員、11番 木場隆司議員、12番 濱野良一議員、7

番 高橋正博議員、以上でございます。

(点呼順により投票を行う)

○議長（高橋正博君）

投票もれはありませんか。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

開票を行います。

3番 福本達雄君、4番 三木俊明君、立会いをお願いいたします。

(3番 福本達雄君及び4番 三木俊明君の立会いのもと、職員が開票)

○議長（高橋正博君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、木場隆司君 9 票、福本耕太君 2 票、鈴木美香君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3.0 票であります。

よって、木場隆司君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長（高橋正博君）

ただ今、副議長に当選されました木場隆司君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の報告をいたします。

木場隆司君、副議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○11 番（木場隆司君）

一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、選挙によりまして、引き続き副議長の重責にご指名をいただきまして、誠にありがとうございます。

議員皆様方のご協力をいただきまして、新議長を補佐し、地域住民福祉の向上と土庄町の発展のために、任務を全うしたいと思っております。

今後とも、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではありますが、ごあいさついたします。

本日は、誠にありがとうございました。

休憩

- 議長（高橋正博君）
暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 10 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

議席の一部変更

- 議長（高橋正博君）
お諮りいたします。
日程を追加し、議席の一部変更をいたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よってこの際、これを日程に追加し、議席の一部変更を行います。

今回の選挙に伴い、土庄町議会会議規則第3条第3項の規定によって、12番 濱野良一君を7番に、7番 私 高橋正博を12番に、それぞれ議席を変更いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩いたします。

議員の皆さまは、休憩中に議席の移動をお願いします。

なお、この後、常任委員会の改選を行う予定になっておりますので、休憩中に常任委員会についてご協議をお願いいたします。

議員控室にお集まりください。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時45分

出席議員及び欠席議員

1、 出席議員

1番（茂木邦夫君）

2番（鈴木美香君）

3番（福本達雄君）

4番（三木俊明君）

5番（岡野能之君）

6番（岡本経治君）

7番（濱野良一君）

8番（福本耕太君）

9番（川本貴也君）

10番（井上正清君）

11番（木場隆司君）

12番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

常任委員会委員の選任

- 議長（高橋正博君）
日程第9、決定第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
常任委員会の任期は、委員会条例第4条第1項の規定により、2年となっておりますので、本日改選いたしたいと思います。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。
よって、委員の氏名を職員に朗読させます。
- 議長（高橋正博君）
議会事務局長。
- 議会事務局長（渡辺志保君）
各常任委員会委員の氏名を申し上げます。
総務建設常任委員会は、鈴木美香議員、三木俊明議員、岡野能之議員、濱野良一議員、井上正清議員、高橋正博議員、以上6名でございます。
教育民生常任委員会は、茂木邦夫議員、福本達雄議員、岡本経治議員、福本耕太議員、川本貴也議員、木場隆司議員、以上6名でございます。
- 議長（高橋正博君）
お諮りいたします。
ただ今朗読のとおり、それぞれ指名することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただ今指名の諸君を各常任委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

なお、休憩中に常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。開催場所は、総務建設常任委員会が第1委員会室、教育民生常任委員会が第2委員会室といたしますのでよろしく申し上げます。

休 憩 午前 11 時 48 分

再 開 午前 11 時 51 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

常任委員会正副委員長の決定

○議長（高橋正博君）

各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。

○議長（高橋正博君）

議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺志保君）

各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、氏名をご報告申し上げます。

総務建設常任委員会委員長 岡野能之委員、副委員長 三木俊明委員。
教育民生常任委員会委員長 木場隆司委員、副委員長 福本達雄委員、以上で
ございます。

- 議長（高橋正博君）
ただ今の報告のとおりであります。
よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

- 議長（高橋正博君）
暫時休憩します。
休憩中に議会運営委員会についてのご協議をお願いします。
委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 52 分

再 開 午後 0 時 09 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

議会運営委員会委員の選任

○議長（高橋正博君）

日程第10、決定第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、議会運営委員会委員の氏名を職員に朗読させます。

○議長（高橋正博君）

議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺志保君）

議会運営委員会委員の氏名を申し上げます。

茂木邦夫議員、鈴木美香議員、福本達雄議員、岡野能之議員、瀨野良一議員、木場隆司議員、以上6名でございます。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を議会運営委員会委員に選任することと決しました。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。第2委員会室にお集まりください。

休 憩 午後 0 時 11 分

再 開 午後 0 時 19 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の決定

- 議長（高橋正博君）
議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させます。
- 議長（高橋正博君）
議会事務局長。
- 議会事務局長（渡辺志保君）
議会運営委員会の正副委員長の氏名を申し上げます。
委員長 濱野良一委員、副委員長 岡野能之委員、以上でございます。
- 議長（高橋正博君）
ただ今、報告のとおりであります。
よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

- 議長（高橋正博君）
暫時休憩します。
なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので委員会室にお集まりください。第 2 委員会室へお願いいたします。

休 憩 午後 0 時 20 分

再 開 午後 0 時 28 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

議会運営委員会委員長の報告

- 議長（高橋正博君）
議会運営委員会での審議について委員長からご報告をお願いします。

- 議長（高橋正博君）
議会運営委員長 濱野良一君。

- 議会運営委員長（濱野良一君）
失礼いたします。先ほど委員会室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。休憩中に、議会広報特別委員 1 名から辞任届が提出されましたので、議会広報特別委員の辞任の許可についてと議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加いたしたいと思っております。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議会広報特別委員会委員の辞任

○議長（高橋正博君）

先ほど休憩中に、岡本経治君から議会広報特別委員の辞任願が提出されました。この際、議会広報特別委員会委員の辞任の許可についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の辞任の許可についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、岡本経治君の退席を求めます。

（岡本経治君 退席）

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

岡本経治君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、岡本経治君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。岡本経治君の入場を許可します。

（岡本経治君 入場）

議会広報特別委員会委員の選任

○議長（高橋正博君）

議会広報特別委員会委員に欠員が生じたので、この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、ただちに選任を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、決定第 3

号として、選任を行うことに決しました。ここで、文書を配付いたします。

(職員が文書配付)

○議長（高橋正博君）

議会広報特別委員会委員は、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。議会広報特別委員の氏名を申し上げます。従来通りの委員で構成されるようになり、私、高橋正博を新しく委員として指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の私、高橋正博を議会広報特別委員会委員に選任することと決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、私、高橋正博が選任されました。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

なお、休憩中に議会広報特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。第 2 委員会室にご集合をお願いします。

休 憩 午後 0 時 34 分

再 開 午後 0 時 38 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

議会広報特別委員会正副委員長の決定

- 議長（高橋正博君）
議会広報特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。
- 議長（高橋正博君）
議会事務局長。
- 議会事務局長（渡辺志保君）
議会広報特別委員会のご報告申し上げます。
委員長 茂木邦夫委員、副委員長 岡野能之委員、以上でございます。
- 議長（高橋正博君）
ただ今報告のとおりであります。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

- 議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

なお、休憩中に全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは、委員会室にお集まりください。

休 憩 午後 0 時 39 分

午 後 午後 1 時 02 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員 岡本経治君が辞職されましたので、この際、小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 3 号として、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを

日程に追加し、選挙第 3 号としてただちに選挙を行うことに決しました。ここで、文書を配布します。

(職員が文書配布)

○議長（高橋正博君）

小豆地区広域行政事務組合格約第 5 条第 2 項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（高橋正博君）

小豆地区広域行政事務組合議会議員に私、高橋正博を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

私、高橋正博を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、私、高橋正博が当選しました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

伝法川防災溜池事務組合議会議員 岡本経治君、濱野良一君が辞職されましたので、この際、伝法川防災溜池事務組合議会議員補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第4号としてただちに議題といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、伝法川防災溜池事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第4号としてただちに選挙を行うことに決しました。ここで、文書を配布します。

（職員が文書配布）

○議長（高橋正博君）

伝法川防災溜池事務組合同約第5条第3項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（高橋正博君）

伝法川防災溜池事務組合議会議員に岡野能之君、私、高橋正博を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました諸君を、伝法川防災溜池事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が伝法川防災溜池事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伝法川防災溜池事務組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員 岡野能之君が辞職されましたので、この際、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 5 号としてただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 5 号としてただちに選挙を行うことに決しました。ここで、文書を配布します。

（職員が文書配布）

○議長（高橋正博君）

失礼します。訂正いたします。先ほど、議長の口述書で伝法川防災溜池事務組合のところを、事業組合が正解となっておりますので、訂正いたします。以上です。

○議長（高橋正博君）

香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 4 項の規定により補欠選挙を行

います。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（高橋正博君）

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に木場隆司君を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました木場隆司君を、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました木場隆司君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました木場隆司君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙

○議長（高橋正博君）

お諮りします。

小豆島中央病院企業団議会議員 岡本経治君、川本貴也君が辞職されましたので、この際、小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第6号としてただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第6号としてただちに選挙を行うことに決しました。ここで、文書を配布します。

（職員が文書配布）

○議長（高橋正博君）

小豆島中央病院企業団規約第6条第2項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（高橋正博君）

小豆島中央病院企業団議会議員に福本達雄君、私、高橋正博を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました諸君を小豆島中央病院企業団議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました。

ただ今、小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

香川県広域水道企業団議会議員の補欠選挙

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

香川県広域水道企業団議会議員 岡本経治君が辞職されましたので、この際、香川県広域水道企業団議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 7 号としてただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、香川県広域水道企業団議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 7 号としてただちに選挙を行うことに決しました。ここで、文書を配布します。

（職員が文書配布）

○議長（高橋正博君）

香川県広域水道企業団規約第 6 条第 3 項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（高橋正博君）

香川県広域水道企業団議会議員に木場隆司君を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました木場隆司君を香川県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました木場隆司君が香川県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただ今、香川県広域水道企業団議会議員に当選されました木場隆司君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議員の派遣

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

休憩中に議員の派遣についての申出書が提出されております。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、議員の派遣についてを日程に追加し、ただちに議題とすることに決しました。ここで、文書を配布します。

(職員が文書配布)

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

休憩中に各委員会の委員長から土庄町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、ただちに議題とすることに決しました。ここで、文書を配布します。

(職員が文書配布)

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉 会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて令和 3 年 5 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。長時間誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後 1 時 24 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (高 橋 正 博)

同 議員 (川 本 貴 也)

同 議員 (井 上 正 清)